

令和 8 年度

入園のしおり

重 要 事 項 説 明 書



社会福祉法人
まこと鳴滝会

まことままはら保育園

電話 0568-68-8660

FAX 0568-68-8670

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第5条に基づいて、当施設があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

保育園とは

【家庭にかわる生活の場】

保育を必要とする0歳児から小学校入学前の児童を保育する施設です。
保護者が仕事や病気などの必要となる要件がある場合に保護者の協力のもとに家庭養育の支援を行い、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、豊かな人間性を育むことを目的としています。

【発達に応じた養護と教育の場】

0歳から就学前までの子どもたちを、家庭的な雰囲気の中で楽しく過ごし、将来社会で力強く生きていけるように、心身の健全な発達を助け、
養護と教育を一体として人間形成の基礎を培うところが保育園です。

【育児に関する相談の場】

子育てしている家庭の育児に対する不安について、保育者としての立場から育児相談に応じています。

第1.事業者の名称

社会福祉法人まこと鳴滝会
和歌山県和歌山市園部381-28
理事長 富森義登
TEL 073-455-6469

第2.利用施設名

まことまはら保育園
愛知県小牧市大字間々原新田字宮西630番地
園長 松原あづさ
TEL 0568-68-8660
FAX 0568-68-8670

第3.施設の目的・運営方針

まことまはら保育園(以下、「当園」という。)は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び小牧市地域子ども子育て条例の理念にのっとり、保育を必要とする乳児及び幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

(1)子どもの発見と発達支援

乳幼児期は、身体機能・運動機能・情緒・認知力などが目覚ましいスピードで発達を遂げ、人間形成の上で極めて重要な時期です。
一人ひとりの子どもの、自ら生きる力と特性をしっかりと見極め、それぞれの子どもの発達段階に応じて最も適切な支援を行います。

(2)保育の基本姿勢

子どもが健やかに育つために、最も重要な環境要件である保育者は、保育に関する知識・技術を磨くとともに、豊かな感性のもと、一人ひとりの子どもの心に寄り添いながら、子どもが育つための最もよい環境の一員として機能していきます。

第4.保育の理念等



<保育理念>

まこと鳴滝会が運営する保育施設は、「養護」と「幼児教育」を一体的に行う中で、子ども一人ひとりを尊重しながら、生きる力の基礎を身につけられるように、地域の状況に応じた「子育て支援」を展開し、保育を担う施設としての社会的役割を果たしていきます。

<保育方針>

心身ともに健やかな育成を図り、人としての基礎を作ります。情操教育を高め、豊かな個性を育み、未来へ向かう前進力を養い、無限の可能性を大きく伸ばすことを目指します。

<保育目標>

- 1.強くたくましい子ども
- 2.思いやりのある子ども
- 3.よく考え正しく行動できる子ども
- 4.生き生きとチャレンジ精神のある子ども



まことまはら
保育園が
大切にしている
こと

何ができるか、できないかではなく、子どもたちの中にどういう心情や意欲、態度が育っているか、遊びや活動を通してどんな状況でも発揮できる柔軟な能力を育てていきます。

<私たちの思い>

大人が遊び方を伝えたり「小さな子には優しくしてね」と言葉で言わなくても、子どもたちが自分たちで学んで育っていける環境を整え、兄弟が多かった時代や近所付き合いが盛んだった時代には、地域で当たり前のように育まれた年齢が違う子どもとの関わりを、保育園が手助けをすることで「人間関係の基礎をつくる」というねらいをもって保育を行い、就学までに、自分の気持ちをしっかり表現でき、少しの失敗でもめげずに頑張ろうとする気持ちを育ていけるような保育を目指しています。

第5. 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	2,692.39㎡
	屋外遊戯場	488.64㎡
園舎	構造	木造平屋建
	延べ面積	773.45㎡

(2) 主な設備

設 備	居 室 数	備 考
乳児室・ほふく室	1室	こうめ組（0歳児）
	1室	もも組（1歳）
保育室	4室	さくら組（2歳）
		すみれ組（3歳）
		ひまわり組（4歳）
		ばら組（5歳）
遊戯室	1室	多目的室
子育て支援室	1室	相談室
調理室	1室	
事務室兼医務室	1室	

第6.利用定員

認 定 区 分	利 用 定 員	
2号認定子ども	54 人	
3号認定子ども	満1歳以上	36 人
	満1歳未満	10 人

第7.職員の配置状況・勤務体制

職 種	常 勤	非 常 勤	勤 務 体 制	備 考
園長	1	-	8:30 ~ 17:30	*ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
主任保育士	1	-	8:30 ~ 17:30	
保育士	13	5	早番 7:00 ~ 16:00	
			日勤 8:30 ~ 17:30	
			遅番 10:00 ~ 19:00	
			日・祝 8:30 ~ 17:30	
看護師	-	2	9:00 ~ 17:00	
栄養士	1	-	8:00 ~ 17:00	
調理員	-	2	8:00 ~ 17:00	

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

※ その他、必要に応じて職員を配置しております。

第8.保育を提供する日、時間

開園日	月曜日から土曜日 (12/29～1/3 除く)	7:00 ~ 19:00
利用時間	保育標準時間 (延長保育)	7:30 ~ 18:30 (7:00～7:30、18:30～19:00)
	保育短時間 (延長保育)	8:30 ~ 16:30 (7:00～8:30、16:30～19:00)
休日保育	日・祝	8:30 ~ 16:30
一時保育	日・祝除く	8:30 ~ 16:30

※12月29日から1月3日は休園日となります

(1) 保育時間について

保育時間の考え方は、保育標準時間認定のご家庭、保育短時間認定のご家庭ともに
就労時間に通勤時間を加えた時間となります。

保育標準時間認定の方は、7時から7時30分、18時30分から19時まで

保育短時間認定の方は、7時から8時30分、16時30分から19時まで延長保育になり
別途利用料金がかかります。

(2) 保護者様が平日休みの場合の保育利用について

お子様の体調を考え、通常よりも早い時間での迎えをお願いいたします。

第9.提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）に基づき、園児の状況等に応じて、次にあげる提供等を適切に行います。

(1) 当園の保育に関する全体計画

- ・年齢別保育を基本とし、年齢ごとに年間・月間・週間計画を作成する。
- ・0, 1, 2歳児については個別計画も作成する。

(2) 当園の特色のある保育

- ・外部講師との交流

(3) 年間行事計画

- ・次ページをご参照ください

(4) デイリープログラム(1日の流れ)

- ・次ページをご参照ください

(5) 給食の提供

- ・毎月の献立表に基づいて、原則、給食の提供を行います。
- ・望ましい食習慣の定着を促すとともに、児童の状態に応じた摂取法や摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応を行います。
- ※食物アレルギーがある場合は「生活管理指導表」の提出が必須となります。
- 保育園の給食は「完全除去」です。医師の指導に基づき、対応をご相談させていただきます。

(6) 一時保育事業

保護者の就労や病気等で、一時的又は断続的に家庭での児童の保育が困難な場合保育園にて保育を行います。

対象者は、小牧市に住民票があり、保育園幼稚園に入園していない児童です。

(7) 保育所地域活動事業

日頃から地域の方々と触れ合う機会を設けるようにしていきます。

地域に根ざした保育園として身近な大人の方と触れ合うことで社会性を育み、いろいろな職業への関心へとつなげていきます。

- ・高齢者副すす説訪問等世代間交流
- ・地域における異年齢交流
- ・地域の特性に応じて保育需要への対応
- ・保育園卒園児との交流

(8) 園庭開放

地域の未就園児が安心して遊ぶ事ができる場や保護者のふれあい、交流の場として保育園の園庭を開放します。

【実施日】毎月第2・第3火曜日(4月は第4火曜日のみ)

【時間】10時～11時30分

(9) 休日保育

就労のため、日曜日及び祝日において保育を必要とされる場合は、利用希望日の2週間前までに在園する保育園にご相談ください。(持物:弁当・おやつ・水筒他)

※休日保育を利用される場合は、お子さんの負担を考慮し、平日の保護者のお休みの日にお子さんとの時間を作っていただくようご配慮ください。

(10) 障がい児保育(医療的ケア児含む)

心身に障がいを有し、かつ集団保育が可能な子どもを受け入れ、健常児とともに保育することにより、障がい児の成長・発達の促進を図り、障がい児に対する理解を深めます。

(11) その他の事業の実施状況

- ・子ども誰でも通園






年間行事

4月	5月	6月	7月
入園式 進級式 内科健診	こどもの日お祝い会 春の遠足	保育参観 クラス懇談会 歯科検診	七夕まつり会 プール開始
8月	9月	10月	11月
夏祭り プール遊び	地域交流会 引き渡し訓練	運動会	収穫祭 消防署見学
12月	1月	2月	3月
クリスマス会	保育参観 個人懇談会(幼児)	節分会	ひな祭りお祝い会 卒園式
毎月:誕生会・災害訓練・防犯訓練 その他:保育参観・クラス懇談会・個人懇談(希望者)			



保育園の一日

0.1.2歳児	時間	3.4.5歳児
順次登園 	開園 7:00 朝の延長保育 7:30	開園 朝の延長保育 
	おやつ 8:30 あそびの時間 9:00	あそびの時間 給食 
	午睡 12:00 12:30	3歳児午睡(8月まで) 
	起床 14:30 おやつ 15:00 あそびの時間 15:30	起床 おやつ あそびの時間 
	順次帰宅 16:30 標準保育終了 18:00 延長保育 18:30 閉園 19:00	順次帰宅 標準保育終了 延長保育 閉園 

第10.利用料金

(1) 保育にかかる利用者負担額

令和5年4月よりすべての児童の保育料が無償となりました。

(2) 給食にかかる費用

3歳児クラスから5歳児クラスまでのお子様について下記の金額を給食費としてご負担をお願いします。

主食費 1,000円 副食費 4,500円 月額 5,500円

・副食費免除について

お子さんの属する世帯の父母(事実婚を含む)及び生計主宰者である祖父母等の
市民税所得割額(※)の合計により決定されます。

徴収免除対象となる場合は、小牧市より「副食費免除通知書」にてお知らせがあります。

(3) 延長保育にかかる費用

延長保育を利用される場合は、当園が定める利用料をお支払いいただきます。

区分	項目		負担額	
延長保育料	保育標準時間	7:00~7:30	1回	100円
		18:30~19:00	1回	100円
	保育短時間	7:00~8:30	1回	100円
		16:30~19:00	1回	100円

※ただし利用回数が10回を超えた場合は、

上限を1,000円(朝・夕別)としてご負担いただきます。

(4) 保育において提供される便宜に要する費用及び特定負担額

当園では、第9に掲げる保育をするにあたり、必要となる物品の購入や行事への参加等に係る
実費をお支払いいただきます。

区分	項目		負担額
用品代(2・3号)	カラー帽子	一般用カラー帽子	1,200円
		ほっと安心カラー帽	2,850円
用品代(2号)	通園カバン		3,850円
被服費(2号)	体操服(上下)		5,600円

※その他、園外保育(遠足)等、これ以外に費用が発生することがある際には、
事前にお知らせいたします。

(5) 利用料の支払いについて

お支払い方法は、口座振替をお願いします。

手続きは別紙でお知らせいたします。

第11.利用の終了に関する事項

園児が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

- (1) 園児が小学校へ就学したとき
- (2) 園児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき
- (3) その他、当園の利用を継続することが困難な事由があるとき

第12.緊急時の対応

(1) 医療機関

内科医

医療機関の名前	浅野外科内科
医師名	浅野 善博
所在地	小牧市小牧原1-405
電話番号	0568-72-1241

歯科医

医療機関の名前	苺谷歯科
医師名	苺谷 優子
所在地	小牧市山北町74
電話番号	0568-77-8451

(2) 対応について

園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに応急処置を行い保護者の緊急連絡先等へ連絡します。

連絡があった場合は、至急マイナ保険証・子ども医療費受給者証をお持ちの上、お迎えをお願いします。保護者様の到着を待たずに、病院へ連れていく場合がありますが、必ず保護者様のご意向を確認して受診となりますのでご承知おきください。

(3) 災害給付制度への加入

当園の管理下において災害(負傷・疾病・障害等)が発生し、医療機関を受診した際(ただし診療報酬点数が500点以上の場合)、医療費の一部が給付される災害共済制度があります。保育園に入園されるすべてのお子さんが加入の対象となります。

加入保険の種類:日本スポーツ振興センター 災害共済

第13.非常災害対策

(1) 台風の場合

- ・登園前に、暴風警報(小牧市)が発令されており、継続することが予測される場合は、危険が考えられるため、登園を見合わせてください。
- ・登園後に暴風警報が発令された場合は、状況に応じてできるだけ速やかに迎えに来てください。
- ・その他の警報、注意報等の発令中は、テレビ、ラジオの情報に気をつけて行動してください。

(2) 伝染病、その他伝染の恐れがある場合

- ・医師ならびに保健所長が、必要と認めた場合は休園になることがあります。

(3) 地震の場合

- ・登園前に地震が発生した場合
地震が発生し、被害が大きく今後も余震等により危険が予測される場合は、登園を見合わせてください。
- ・登園後に地震が発生した場合
地震の大きさや状況等を判断し、速やかに迎えに来てください。

(4) その他災害によって危険を伴う場合(防災気象情報警戒レベル3相当以上等)

- ・判断に迷われる場合は、保育園までご連絡ください。

(5) 小牧市防災情報メールにご登録ください

- ・防災メール登録

QR コード



(6) 防災訓練

避難訓練	非常災害に備えて、月1回の避難訓練を実施 職員に対しては、避難場所の周知徹底、避難場所への誘導、避難訓練を行う 火災:7回/年(地震からの火災想定3回含む) 地震:5回/年 不審者対応:1回/月(火災、地震、洪水とは別に実施)
災害用備蓄	飲料水・粉ミルク・紙おむつ等乳児に必要な用品 飲料水・乾パン等の幼児に必要な用品 簡易トイレ・非常用ライト・蓄電池等
防災情報 緊急連絡	・小牧市防災アプリへの登録をお願いします ・緊急速報メール(エリアメール) ・コドモン連絡メール

第14.防犯・事故防止のための措置

(1) 施設について

登降園時以外、差し支えない門扉は閉門します。

玄関の扉などは、保護者の方で、責任をもって閉めてください

(2) 来訪者について

来訪者はインターフォンでお名前とご用件を伺います。

園児の送迎時もインターフォンにてお名前を伺いますのでご理解ください。

(3) 保育中の安全管理について

職員は、施設周辺にも気を配り、随時園内巡視を行います。また、園児にも、不審者を見つけたらすぐに職員に連絡するよう指導します。

(4) 不審者が立ち入った場合の対応について

施設内に不審者が侵入した場合など緊急時に備え、職員は常時笛等を持ちます。

犯罪、事故から身を守るため、園児の避難体制や職員の対応体制を整備します。

いざという時のために、警察や地元の交番等との連携・協力を十分にとります。

第15.虐待のための措置

当園は、園児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。

第16.苦情等の受付について

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当園苦情相談窓口	苦情受付担当者 主任 高和 美紀 苦情解決責任者 園長 松原 あづさ
第三者委員	和歌山市八番丁9 県信ビル503号 三宅社会保険労務士事務所 TEL 073-436-4123 <受付> 9:00~12:00、13:00~17:00 (土・日・祝・年末年始を除く)

第17.個人情報の取り扱いについて

個人情報の重要性を認識し、小牧市個人情報保護条例の規定に従い、個人情報を適切に取り扱います。園児及び保護者にかかる個人情報について以下の目的のために必要最低限の範囲内において使用しています。

- 市内保育園に転園する場合、施設間の連絡調整のための情報提供
- 適切な保育を実施するために必要な範囲内の関係部署との情報共有
保健センター(児童の健康状態)、子育て世代包括支援センター(育児相談)など
- 小学校への円滑な移行を図るため入学予定の小学校への情報提供
- 病気やケガなどの緊急時において、病院その他の関係機関への情報提供
- 市の広報、ホームページへの掲載、作品展への出品等にかかること
- 園だより、クラスだよりへの掲載及び「CoDMON(コドモン)」、写真販売サービスによる配信にかかること

第18.健康について

(1) 園の方針とご協力について

当園は、基本的に健康なお子様をお預かりする保育園として運営致しております。

その為、病児保育は行っておりません。お子様の安全の為に規則として、**37, 5℃**以上で保護者の皆様にお迎えの連絡をする事にしております。子どもの熱は、上がり下がりが激しく、熱があっても元気なお子様もいます。しかし、急激に体調が変化する場合もございます。園としては子どもの健康を第一に考え、症状が重くなってからのお迎えでは遅いと考えていますので、元気があるなしに関わらず、速やかなお迎えをお願いします。保護者の皆様のご理解とご協力をお願い致します。

※0・1歳児につきましては、登園前の検温で37, 5℃以上ある場合は、お子様の体調を考慮し、お預かり出来ない場合もありますのでご了承ください。



(2) 病気(伝染病疾患等)について

1、登園される前に健康状態をよく観察して、病気の時は休ませて下さい。保育に支障をきたす病気・怪我で登園された時は、場合により保育をお断りする事があります。

2、病気で欠席される場合は、病名や症状、病院での検査結果等をお聞かせ下さい。

※伝染病と診断された場合は、医師の指示に従って休養を取ってください。

次ページの「保育園における主な感染症一覧」を参考にしてください。

3、頭じらみ・ぎょう虫は軽症であれば登園停止の必要はないと考えていますが、ご家庭で専用のシャンプー・薬は服用して下さい。

4、感染症の情報や保健情報などを玄関付近のホワイトボードにて随時お知らせしていますので、参考して下さい。

5、園で怪我をし、病院の受診が必要となった場合は、病院に行く前に保護者様に連絡を入れさせていただきます。また、受診後の検査結果も、早急にご連絡させていただきます。

6、熱・怪我以外の症状(下痢・嘔吐・伝染病等)が発症し、集団の中での保育が不適当とされる場合はお迎えのご連絡をさせていただきます。連絡後は、お仕事がお忙しいとは思いますが、お子様の体調第一に考えていただき、早急にお迎えに来て頂くよう、ご協力宜しくお願い致します。

(3) 予防接種について

予防接種は、お子様の感染予防の為に、是非受けていただきますよう、お願い致します。

また予防接種は、まれに副作用が起こる可能性もありますので、**予防接種後の保育はお子様の安全の為に出来かねます。**

ご家庭で安静に過ごしていただきますよう、ご協力お願い致します。



第19.園で預かる薬について

保育園では薬を持つての登園は基本的にはお断りしています。

<基本的な考え方>

保育園へ登園する子ども達は、集団生活に支障がない健康状態にあり、保育園で薬を取り扱うことはないと考えます。病院にかかる際、園に通っている事を伝えたくて誤薬防止の為に処方回数も1日2回(朝・夕)に変更できないか担当医に相談していただくと助かります。

ただし、医師の指示によりやむを得ず保育時間内に薬を扱う必要がある場合は、ご相談ください。

<投薬の場合>

保育園で投薬できる薬は、医師の指示に基づいた薬だけです。基本的に、お子様への投薬は、保護者が来園して行ってください。保護者が来園できない場合は、万全を期するため「投薬連絡表」に必要事項を記入していただき、薬の種類、内服方法等が記載されたものを添付し、当日の朝、1回分のみ保育士に手渡ししてください。※なお、投薬後、薬による副作用により専門的治療を必要とする事態が発生した場合、園内に従事する職員が責任を負うことはできません。

投薬依頼書

下記の通り与薬を依頼し、与薬の責任は保護者と致します。

依頼日	令和 年 月 日 ()		
園児名		組	
保護者氏名			
病名(症状)			
病院名	この薬は 月 日 病院		
処方日数	で処方された 日分の内の1回分です		
体調	<input type="radio"/> 食欲 (有 ・ 普通 ・ 無) <input type="radio"/> 機嫌 (良 ・ 普通 ・ 悪) <input type="radio"/> 排便 (良 ・ 硬 ・ 軟 ・ 下痢) 回数 (回)		
与薬時間	<input type="radio"/> 家庭での最終与薬時刻 時 分 <input type="radio"/> 園での与薬時刻 (食前 ・ 食後) ※食前・食後以外の時間の場合記入 (時 分)		
内服薬	種類	抗生物質・かぜ薬・咳きとめ・化膿どめ その他 ()	
	分量	水薬1回 種類 1回分 粉薬1回 種類 包 錠剤1回 種類 錠	※飲ませ方があればご記入下さい。
外用薬 1日分	効果	虫さされ・かゆみどめ・アトピー・痙攣どめ 結膜炎・目ヤニ・その他 ()	
	種類	ぬり薬	方法・箇所
		目薬	
その他			
受取者・サイン	令和 年 月 日 () 受取者 ()		
与薬者・サイン	令和 年 月 日 () 与薬者 ()		

お薬1回分と
処方箋と
与薬依頼書が
入っています。

処方箋がない
のでお薬手帳
を持ってきま
した。



お名前は書いて
ありますか？
必ず職員に手渡
してくださいね。

処方回数を朝
夕にしてもらえな
いか病院に聞い
てみてください。

出席停止の感染症一覧表



- ・これらの感染症またはその疑いのある場合は、学校保健安全法第19条に基づき出席停止となります。
- ・感染性胃腸炎やマイコプラズマ肺炎等の停止期間が定められていない感染症については、病院にかかった際、いつから登校・登園してよいかを医師に確認してください。
- ・新型コロナ感染症・新型コロナ感染症予防については、今後の状況により対象や期間等が変更となる場合がありますのでご了承ください。



病名	潜伏期間	症状	出席停止期間
インフルエンザ	1～2日	悪寒・高熱・頭痛 全身のだるさ	発症後5日かつ解熱後2日 幼児の場合は3日 を経過するまで (乳)
麻疹(はしか)	9～12日	発熱・咳・鼻水 結膜炎・コプリック斑	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふく)	14～24日	耳下腺の腫れ・微熱	耳下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹(三日はしか)	14～21日	発熱・紅い発疹	紅い発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	14～21日	発疹(紅い発疹→水疱)	全ての水疱が痂皮化するまで
咽頭結膜熱・アデノウイルス感染症(プール熱)	5～6日	高熱・咽頭の発赤 せき・鼻水・結膜炎	主要症状が消退した後、2日間を過ぎるまで
流行性角結膜炎(はやり目)	1週間以上	結膜炎・発熱 ※プール熱と似ている	医師の判断による
溶連菌感染症	2～7日	発熱・扁桃腺の発赤 リンパ節の腫れ・苺舌	医師の判断による
手足口病	2～7日	手足口の水疱・発熱	医師の判断による
伝染性紅斑(りんご病)	17～18日	頬の赤み・手足の発赤	医師の判断による
感染性胃腸炎(ウイルス性)	1～3日	嘔吐・下痢	医師の判断による
マイコプラズマ肺炎	2～3週間	発熱・咳・発疹	医師の判断による
ヘルパンギーナ	2～7日	発熱・のどの痛み	医師の判断による
結核	一様でない	発熱・咳	感染のおそれがなくなると診断されるまで
百日咳	6～15日	特有な咳(コンコン・ヒュー)が続く	特有な咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
新型コロナ感染症	今後の状況により変更となる場合がありますのでご了承ください。	発熱、咳、頭痛、のどの痛み等または無症状	発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで(R5.5時点) 発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨する
新型コロナ感染症予防	今後の状況により変更となる場合がありますのでご了承ください。	(同居家族に体調不良者がいる、予防接種・副反応等)	同居家族が体調不良の場合は、同居家族にかせ症状がなくなるまで。(R5.3時点)
※しらみ		頭髮部のかゆみ	発見した時点で必ず保育園にご連絡ください 治療の様子などこまめにご連絡ください
※伝染性軟疣腫(水いぼ)		水疱	
※伝染性膿痂疹(とびひ)		皮膚に化膿性の湿疹	

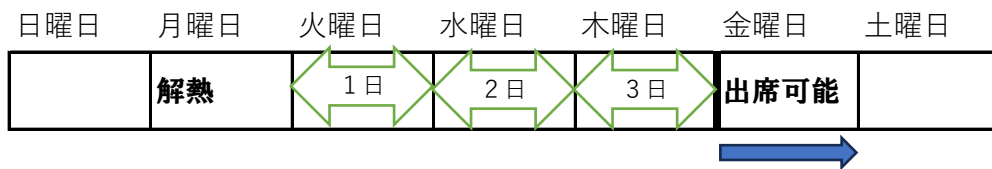
病院にかかった際にいつから登園してよいか確認してください。



<出席停止期間の算定について>

出席停止期間の算定では、解熱等の現象がみられた日は期間には算定せず、その翌日を1日目とします。「解熱した後3日を経過するまで」の場合、例えば、解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は期間には算定せず、火曜日（1日目）、水曜日（2日目）及び木曜日（3日目）の3日間を休み、金曜日から登園許可（出席可能）ということになります（図1）

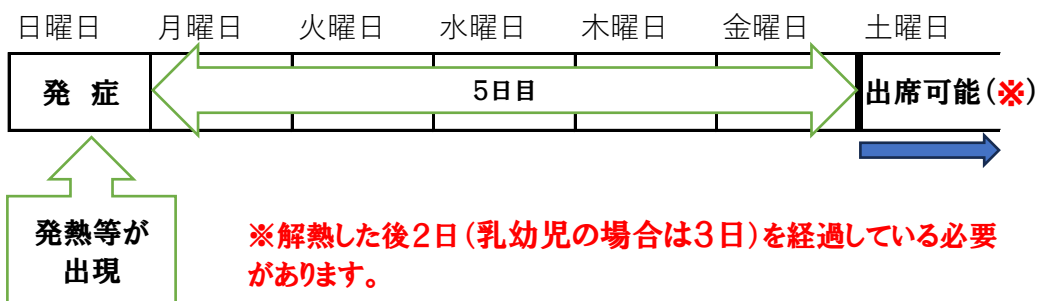
図1「出席停止期間:解熱した後3日を経過するまで」の考え方



また、インフルエンザにおいて「発症した後5日」という時の「発症」とは、一般的には「発熱」のことを指します。日数の数え方は上記と同様に、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、その翌日から1日目と数えます（図2）。

「発熱」がないにも関わらずインフルエンザと診断された場合は、インフルエンザにみられるような何らかの症状がみられた日を「発症」した日と考える判断をします。なお、インフルエンザの出席停止期間の基準は、「“発症した後5日を経過”し、かつ“解熱した後2日（乳幼児にあっては3日）を経過”するまで」であるため、この両方の条件を満たす必要があります。

図2、インフルエンザに関する出席停止期間の考え方



<症状軽快とは>

解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状（咳や息苦しさ等）が改善傾向にある状態を指します。

第20.お願い

(1) 登園・降園について

- 1、朝夕の送迎は、保護者様が責任を持って行って下さい。
- 2、送迎者が、保護者以外の時は、事前に必ず、名前・性別・保護者との関係をお知らせください。
(お迎えの際に連絡のない場合は、お子様を引き渡し出来かねる場合があります。)

- 3、登園は、**午前9時まで**にして下さい。

遅刻・欠席の場合も、午前9時00分までに連絡して下さい。

※病院受診の為遅れて来られる場合、極力11時までに登園お願いします。

(行事・行事前には、早めに登園していただく場合もあります。その都度お知らせします。)

- 4、自動車・自転車は、所定の場所に停めて下さい。
- 5、貴重品は、必ず身につけて下さい。
- 6、通用門(玄関)は、必ず保護者様が開閉して下さい。
- 7、iPadの操作は、保護者様が行ってください。お子様の使用は固くお断りいたします。

(2) 給食・おやつについて

- 1、毎日給食と3時のおやつを実施し、0.1.2歳児は午前9時にもおやつがあります。
- 2、毎月献立表を配布します。
- 3、食物アレルギーについては、保護者の申し出により、医師の診断に基づき除去食を提供します。

(3) 届け出について

- 1、住所・氏名・勤務先等を変更された場合は、速やかに園に連絡をし、所定の用紙を園に提出して下さい。
- 2、次の場合は、届けを提出して下さい。用紙は保育園にあります。

※退園する時 ※延長保育が必要な時
※妊娠・出産の時 ※緊急連絡先が変わった時

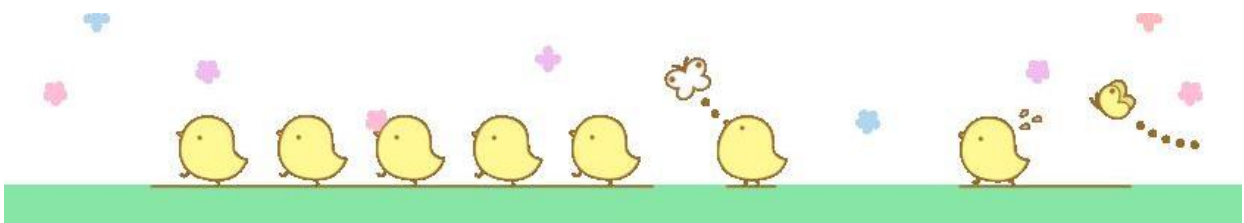
(4) 休園について

- 1、休園日は年末年始の休み(12月29日～1月3日)です。
- 2、当園後、緊急連絡があった場合は、速やかに迎えに来ていただきますようご協力お願いします。
- 3、非常災害等による事故を未然に防ぐために、休園する場合があります。

※「第13、非常災害対策」をご参照ください。

(5) その他

- 1、全ての連絡事項は、コドモンや園内掲示でお知らせしますので 必ずご確認ください。
- 2、保護者は園児の健康や行動について、職員と連絡をこまめにとって下さい。
- 3、衣類・靴等の持ち物には全て名前を記入し、いつも清潔にして下さい。
- 4、保育園には、虐待(疑いを含む)を発見したときは児童相談所に通報する義務があります。
保育士がお子様の怪我やアザを発見した場合、保護者の方に事情をお聞きすることがあります。
また、お子様の様子や保護者の方からの聞き取りの状況により、児童相談所へ通報することがありますのでご承知おきください。



(6) 駐車場利用について

お車で登降園をされるご家庭は下記の地図を参考に安全に通行してください。

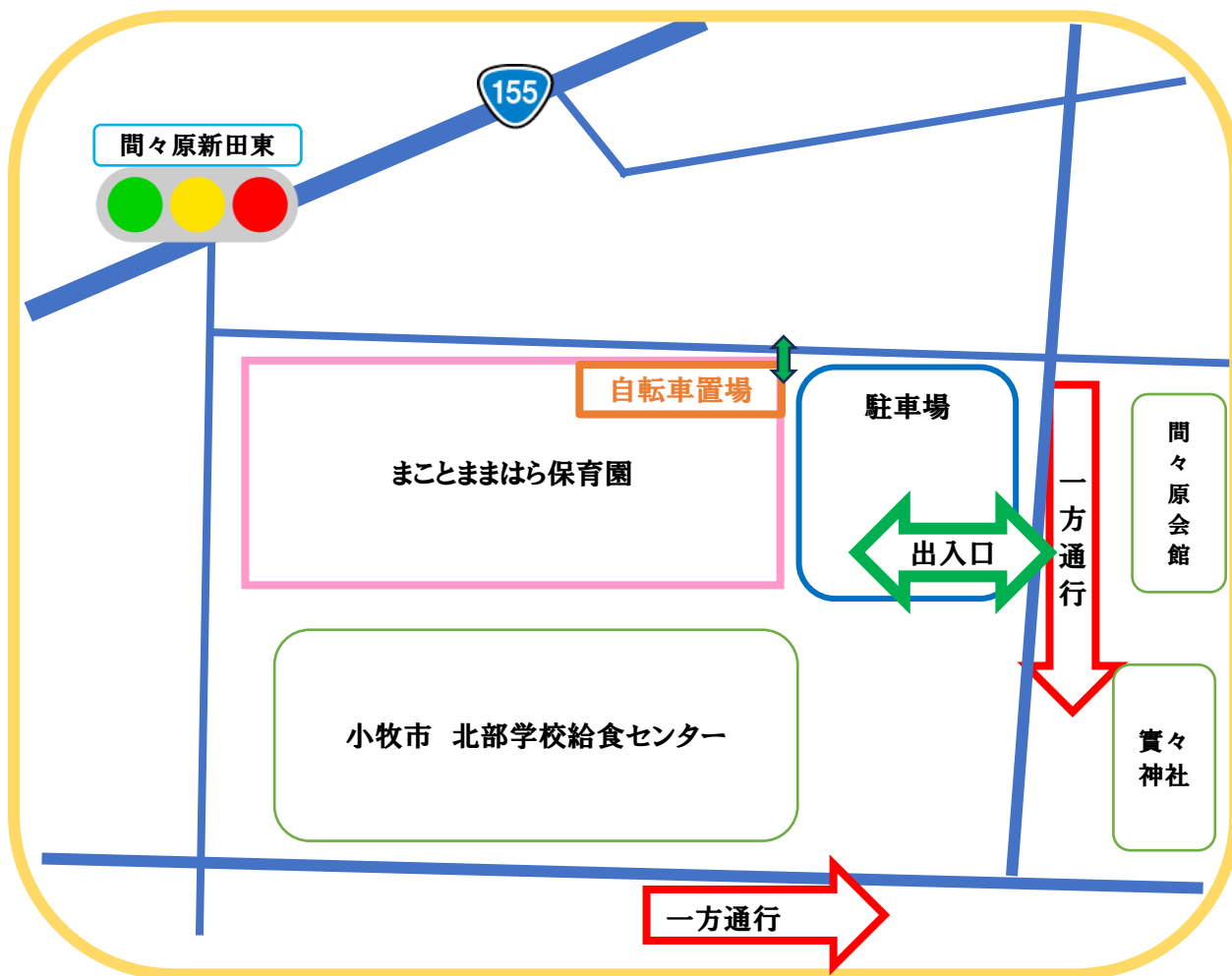
※ 駐車場の出入口は1か所です。入出庫の際は譲り合ってください。

※ 保育園の駐車場は職員も使用しますので御承知おきください。

※ 入園式・卒園式・保育参観等のイベント時の駐車場(長時間駐車)のご利用はご遠慮ください。
(送迎・徒歩・自転車・公共交通機関をご利用ください)

※ 駐車場内の盗難及び事故発生等は責任を負いませんのでご注意ください。

※ 駐車場内でお子さまを遊ばせないでください。



自転車をご利用のご家庭へのお願い

※必ず駐輪場にお停めください

※自転車安全利用五則をお守りください

1,車道が原則、左側を通行／歩道は例外、歩行者を優先

2,交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

3,夜間はライトを点灯

4,飲酒運転は禁止

5,ヘルメットを着用

**保育園の登降園時は、駐車場利用の車の出入りが多くなります。
大変危険ですので、お子さまの手を必ずおつなぎいただき、周囲の
車の動きに十分ご注意ください。**

(7) 慣らし保育について

慣らし保育とは、お子さまが新しい環境に無理なく適応できるようになるために、短い時間から徐々に長い時間にしていく保育のことをいいます。

新しい保育園での集団生活や環境に慣れようとすると、今までとは異なる生活リズムや不安から体調も崩しやすくなります。

0・1歳児は2週間程度を目安に慣らし保育をお願いしています。

日程や時間等、詳細については保護者の方の勤務状況を考慮しながら、面談にてご相談させていただきます。



(8) 土曜保育について

土曜日は、お父様・お母様がお休みの場合は、ゆったりとした家庭保育の日として、お子様を休ませて頂き、充分スキンシップを図って親の愛情を示し、親子の絆を作る時間を持ってあげてください。

保育園では一人ひとりにあった丁寧な保育ができるよう心がけていますが、全ての場面ですべてのお子様という点では、まだまだ保育環境が整っているとは言えません。

特に土曜保育は、異年齢保育が主になり、他の年齢の担任が担当することも少なくありません。もちろんすべてのお子様の担任という気持ちはそれぞれの保育士のなかにあります。保護者の方や担任は状況が把握しにくいということもあります。

また、週に6日間保育園に通うということはお子様にとっても大変大きな負担となっています。乳幼児にとって安心できる心の基地は「お母さん」です。

時間のある時はご家庭でゆったりすごしていただき、次への頑張りにつなげていけたら良いのではと考えます。

保護者の方の就労状況にもよりますが、週に2日は家庭で過ごすことができるとお子様にとって、体力回復と心の安心が得られるのではないのでしょうか。

仕事、家事、育児と毎日忙しく飛び回っていらっしゃる保護者の方に無理な願いは出来ないと思いますが、お子様のためにもご協力よろしくお願いたします。



(9)-1 保育中の子どものトラブルについて

【0～2歳児に多くみられる、かみつきの・ひっかきについて】

◎子どもの姿

保育園に入園しますと、お友達に興味や関心を持ち、関わりたい気持ちも育ってきます。

0歳児後半から2歳児後半くらいまでが、ことばで相手にうまく伝えられず、噛んでしまったり、引っかいたりする行為が比較的多くなります。

2歳児くらいまでには、自我が芽生えてきますが、言葉で自分の思いや気持ちを伝える力が未熟なため、お友達の持っているおもちゃが欲しくなり、取り合いになったり、自分の遊んでいる場所を譲ることができず手が出てしまったりします。

また、相手の子が泣いているのが気になって、噛みついてしまうことなどありますが、**子どもたちは取り合いやけんかをしながらも、集団生活だからこそ学べる大切な力を育んでいます。**



※保育園での対応

かみつきのやひっかきがあった際は、かまれたお子様の保護者様にはお迎え時にご連絡させていただきます。ただし、かんだりひっかいてしまったお子様の保護者様には、相手のお子様にかみ跡が残った、頻繁にかみつきのがあるなど、状況によってお知らせしています。

かまれた子や親もつらいのは勿論ですが、かんでしまった子や親もつらいものです。

保育園では室内環境を考慮し、かみつきのやひっかきの頻繁になっている時期は、ゆったりと落ち着いた生活ができるように配慮していきます。もし、保護者の方同士、送迎時など顔を合わせる時がありましたら、声を掛け合うなどしていただけたらと思います。

どちらの立場にもなり得るかもしれません。

みんなとともに子育てをしていきたいと考えております。

どうぞご理解をお願いいたします。

(9)-2 保育中の子どものトラブルについて

【3～5歳児に多く見られる、喧嘩やトラブルについて】

◎子どもの姿

3歳になると、言葉での表現や意思疎通はまだ未熟ですが、友達とのかかわりが活発になります。4・5歳児になると語彙が豊富になり、3歳では叩いたり、ひっかいたりしたトラブルが多かったのに対して、4・5歳児では言葉のトラブルが多くなります。

また、言葉でのトラブルから始まり、叩いたりする喧嘩に繋がることもあります。痛さを知ること、相手の痛さも思いやることができます。

悔しさや、悲しさを体験することで、相手の気持ちを考えることができます。

子どもは、相手に関心があるから喧嘩になります。

子どもたちは、関わりを持つまでに成長したからこそぶつかり合います。

そのような経験は子どもたちの心をグンと豊かにしてくれます。

そして、喧嘩をして初めて「仲直り」を覚えます。

乳児のように保育士が必ず間にはいって仲直りするのではなく、

自分たちで解決することも経験を重ねて習得していきます。

勿論、危険が生じる場合は保育士が介入しますが、**子ども同士の喧嘩をなんでも止めてしまうのではなく、温かく見守り、成長へと繋げていくサポートが必要とされる場面もあるということをご理解いただきたいと思います。**

※保育園での対応

お友達をたたいてしまったり、ひっかいてしまった時は、されてしまったお子様の保護者にも、してしまったお子様の保護者にもお話をさせていただきます。

子どもたちも自分で保護者の方に話ができる年齢になってきますが、時として正確に伝わらない場合もありますので、誤解が生じないように保育士からお声かけさせていただきます。

園で起きた喧嘩やトラブルは保育士が子どもたちをその場で指導いたします。

ですから、様子を聞いたからと言って、お子様を必要以上に叱ることはしないでください。

また、送迎時に保護者の方同士が顔を合わせられることがありましたら、是非積極的に声を掛け合ってください。



(10) 平等な教育を

先生と子どもたちとの関わりは平等を保つことがとても大切です。

次の点についてくれぐれもご注意願います。

- ①進物や食べ物等、頂き物はお断りさせていただきます。
- ②お中元やお歳暮は一切ご遠慮下さい。
- ③暑中お見舞い・年賀状は、担任からは出しません。
- ④先生への結婚のお祝い品や電報はご遠慮下さい。
- ⑤お子様の習い事等の発表会には参加出来ません。

上記の点ご理解の程、宜しくお願い致します。

